

家庭用コージェネレーション システム契約選択約款

< エコえねプラン >

都市ガス 13A

46 メガジュール地区

平成29年 4 月 1 日実施

八 戸 ガ ス 株 式 会 社

本社 八戸市沼館三丁目6番48号

電話 0178(43)3165

目 次

I. 家庭用コージェネレーションシステム契約

1. 目 的	1
2. 選 択 約 款 の 変 更	1
3. 用 語 の 定 義	1
4. 適 用 条 件	2
5. 契 約 の 締 結	2
6. 使 用 量 の 算 定	3
7. 料 金	3
8. 単 位 料 金 の 調 整	3
9. 設 置 の 確 認	4
10. そ の 他	5

II. ガス料金均等支払の取扱い

11. 目 的	5
12. 適 用	5
13. 契 約 の 成 立 と 契 約 期 間	5
14. 適 用 期 間	5
15. 使 用 量 の 算 定 と 料 金 の 通 知	5
16. 均 等 料 金	5
17. 支 払 義 務	6
18. 解 約	6
19. そ の 他	6

付 則	6
-----	---

別 表

1. 適 用 区 分	7
2. 早 収 料 金 の 算 定 方 法	7
3. 料 金 表 A	8
4. 料 金 表 B	8

I. 家庭用コージェネレーションシステム契約

1. 目的

この家庭用コージェネレーションシステム契約選択約款(以下「この選択約款」といいます。)は、家庭用コージェネレーションシステムの普及を通じて負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとガス料金その他の契約内容は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、契約内容の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことをあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 契約内容の説明、契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、当社ホームページ上での開示、またはその他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電供給システムをいいます。
- (2) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・

事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。

- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金（税抜）又は調整単位料金をいいます。
- (5) 「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものです。
- (6) 「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、家庭用コージェネレーションシステムを設置し、次のすべての条件を満たし使用する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) 家庭用コージェネレーションシステムを以下のいずれかの条件で使用されること
 - ① 専用住宅で使用する場合
 - ② 併用住宅で業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用でガスメーターが設置されている場合で、居住部分で使用するとき
- (2) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が5kw未満であること

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 申し込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
 - ③ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又はガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込み

を承諾しないことがあります。

ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。

- (5) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別（ガス小売供給約款に定める契約を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早取料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早取料金に消費税等相当額を加えたものを、早取料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早取料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅取料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金としてお支払いいただきます。

なお、早取料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早取料金適用期間を延長いたします。

- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早取料金又は遅取料金を算定いたします（各料金表の基本料金（税抜）、基準単位数料金（税抜）又は8の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金を用います。）。

8. 単位数料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位数料金（税抜）に対応する調整単位数料金を算定いたします。この場合、基準単位数料金（税抜）に替えてその調整単位数料金を適用して早取料金を算定いたします。

なお、調整単位数料金の適用基準は、別表2(3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位数料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位数料金（税抜）} + 0.086 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円}$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位数料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位数料金（税抜）} - 0.086 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円}$$

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トン当たり)

63,370 円

② 平均原料価格 (トン当たり)

別表2(3)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

平均原料価格

$$\begin{aligned} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9191 \\ &+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0876 \end{aligned}$$

(備 考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の本社等に揭示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 設置の確認

(1) 当社は、家庭用コージェネレーションシステムが設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。

(2) 家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

10. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

II. ガス料金均等支払の取扱い

11. 目的

各月のガス料金を均等にすることにより、お客さまの支払金額を平準化するとともに、口座振替による支払を推進することを目的といたします。

12. 適用

この取扱いに基づく契約（以下「契約」といいます。）は、契約を締結するお客さまが希望する場合であって、料金を口座振替により毎月お支払いいただく場合に適用いたします。

13. 契約の成立と契約期間

- (1) お客さまが契約を希望する場合は、所定の申込書により申し込んでいただき、当社がその申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) 契約期間は、契約が成立した日から14に定める適用期間の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って解約の申し出がない場合は、契約期間満了日の翌日から1年間同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

14. 適用期間

適用期間は、契約が成立した日の直後の定例検針日の翌日から12か月目の定例検針日までといたします。

ただし、13(3)の場合には、適用期間満了日の翌日から12か月目の定例検針日までとし、以降も同様といたします。

15. 使用量の算定と料金の通知

- (1) 当社は、16(1)の規定にかかわらず、毎月、定例検針を行いません。
- (2) 当社は、(1)の検針により算定した使用量（以下「使用量」といいます。）とその使用量によりこの選択約款に基づき算定した料金（以下「料金」といいます。）を均等料金とあわせてお客さまに速やかにお知らせいたします。

16. 均等料金

- (1) 各月の均等料金は、原則として申込月の前12か月の使用量により、この選択約款の契約に基づき算定した金額の合計額を12で除して得た金額の1,000円未満の端数を切り上げた金額とし、その金額に消費税等相当額を加えたものを、毎月お支払いいただきます。

ただし、申込月前の実績が12か月に満たない場合は、お客さまと協議し金額を決定いたします。

- (2) 適用期間の末日に、適用期間中の均等料金と料金との差額を精算し、その金額を均等料金といたします。なお、この差額には遅取料金計算はいたしません。

17. 支払義務

均等料金の支払義務は、15(1)の定例検針日に発生いたします。

18. 解約

- (1) 次の場合には、当社は、契約を解除しその旨をお客さまに通知いたします。この場合、当社は16(2)の規定にかかわらず、速やかに精算いたします。

- ① 均等料金が、支払期限までに支払われない場合
- ② この選択約款が廃止になった場合
- ③ その他特別な事情があり、当社が必要と認めた場合

- (2) (1)の精算の結果、お客さまの均等料金の合計支払額が料金の合計額に満たない場合には、その不足額をお支払いいただきます。この場合、精算日をもって不足額の支払義務発生日といたします。ただし、この不足額には、(1)②、③の場合を除き7の規定を適用いたします。

なお、遅取料金の算定の対象となる額は、この不足額のうち消費税等相当額を除いた額といたします。

19. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 適用区分

4 6メガジュール地区

料金表A 使用量が0立方メートルから16立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が16立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定

にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

3. 料金表A

(1) 基本料金

1か月につき	881.28円 (税込)
	816.00円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	228.8088円 (税込)
	211.86円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B

(1) 基本料金

1か月につき	2,916.00円 (税込)
	2,700.00円 (税抜)

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	101.7144円 (税込)
	94.18円 (税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。